

## 登別市介護保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市介護保険条例（平成12年条例第6号。以下「条例」という。）第12条（同条第1項第5号に該当する者を除く。）に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免に関して、登別市介護保険条例施行規則（平成12年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 保険料の減免の基準は、別表に定めるところによる。

(減免の申請に係る添付書類)

第3条 保険料の減免を受けようとする第1号被保険者（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した規則第33条に規定する介護保険料減免・徴収猶予申請書（別記様式第47号）に別表に定める書類等（以下「証明書類」という。）を添付し、提出するものとする。ただし、証明書類の内容を公簿等により確認することができるときは、証明書類の添付を省略することができる。

2 市長は、申請者から申請書及び証明書類（以下「申請書等」という。）の提出があった場合において、当該申請書等の内容について補正を行う必要があると認めるとき、又は証明書類が不足していると認めるときは、申請者に対して補正又は証明書類の追加を求めることができる。

(見込所得金額の算出)

第4条 保険料の減免をする場合における見込所得金額は、次に定めるところにより算定するものとする。

(1) 収入金額が確定しているもの及び推定できるものは、その金額を年間収入金額とし、当該年間収入金額から給与所得控除額（雇用保険の失業給付、傷病手当金等の場合は、その支給額を給与収入金額とした場合の給与所得控除額。以下同じ。）を控除して得た額を年間見込所得金額とする。

(2) 収入金額が一定していないが現に収入が継続しているもの又は収入が継続する見込みのあるものは、申請前3ヶ月の平均月収（収入月が3ヶ月未満の場合は、その間の平均の収入月額。）にその年の収入が継続すると予想される月数を乗じた額を年間収入金額とし、当該年間収入金額から給与所得控除額を控除して得た額を年間見込所得金額とする。

(3) 公的年金等（障害年金、遺族年金等の非課税年金を含む。）の年間収

入金額に係る年間所得金額は、当該年間収入金額から公的年金控除に相当する額を控除して得た額を年間見込所得金額とする。

(4) 前3号以外の収入（仕送り等のその他の収入）については、当該収入金額を年間見込所得金額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成29年告示第194号）

（施行期日）

第1条 この告示は、平成29年12月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免対象者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者に係る令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第2条、第3条第1項（同項ただし書に規定する部分を除く。）及び第4条の規定にかかわらず、この条から附則第5条までの規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したことにより、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等)

第3条 前条の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第1号に該当する場合 保険料額の全部

(2) 前条第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。) 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額とする。)

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合とする。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

2 前項第2号の規定により算出した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(減免の申請に係る添付書類)

第4条 前2条の規定により減免を受けようとする第1号被保険者は、必要事項を記載した規則第33条に規定する介護保険料減免・徴収猶予申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、提出するものとする。

(1) 附則第2条第1号に規定する場合 死亡診断書、医師の診断書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条に基づく勧告書面その他これらに類するもの

(2) 附則第2条第2号に規定する場合 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る事業内容を明らかにする書類、主たる生計維持者の令和元年中の収入に関する書類、主たる生計維持者の令和2年

中における収入及び収入の見込みに関する書類並びに保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を確認できるもの

- (3) 前条第1項第2号備考Dただし書に規定する場合 退職証明書、個人事業の開業・廃業等届出書その他これらに類するものにより事業の廃止又は失業を確認できる書類及び事業内容を明らかにするもの  
(既に納付した保険料の減免)

第5条 減免の対象となる保険料に既に納付した保険料がある場合において、納入前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納入後においても減免を行うことができる。

附 則 (令和2年告示第95号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

根拠条例	減免の基準	減免の額	減免の対象となる保険料	証明書類
条例第12条第1項第1号（災害等により住宅、家財又はその他の財産について損害を受けたとき）	災害等により住宅が、半壊、半流失、半埋没又は半焼したこと。	2分の1を乗じて得た額とする。	条例第12条第2項に規定する申請書等の提出期限に係る保険料から申請があった年度の末日の属する日までの期間に係る保険料とする。ただし、既に納付した保険料については、減免の対象とならない。	公的機関の長の発行する罹災証明書等、災害等を受けたことを証明できるもの。
条例第12条第1項第2号（死亡、障害、長期入院による収入の減少）	災害等により住宅が、全壊、流失、埋没又は全焼したこと。	全額とする。		戸籍抄本等、死亡したことを証明できるもの。 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の写し等、障害を受けたことを証明できるもの。 医師の診断書等、長期入院したことを証明できるもの。 第4条に規定する見込所得金額の算出に必要なもの。
条例第12条第1項第3号（事業等の休廃止、損失、失業等による収入の減少）		登別市税条例（昭和25年条例第26号）に規定する市民税の算定方法に準じた方法により対象者の市民税の課税の有無を確認し、これを減免対象年度の介護保険料率に照らすことにより算出した仮の保険料額（当該第1号被保険者が年度途中で資格取得及び喪失した場合は、月割算定後保険料額）		廃業届、休業届等、事業等の休廃止を証明できるもの。 離職証明書等、離職を証明できるもの。 第4条に規定する見込所得金額の算出に必要なもの。
条例第12条第1項第4号（干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等による収入の減少）		を、申請日の属する年度に課された保険料額から控除して得た額とする。		農作物の不作、不漁等を証明できるもの。 第4条に規定する見込所得金額の算出に必要なもの。